

施設基準に掲げる手術件数
(医科点数表第2章第10部手術の通則の5及び6に掲げる手術)

区分1に分類される手術	手術件数
ア 頭蓋内腫瘍摘出術等	-
イ 黄斑下手術等	-
ウ 鼓室形成手術等	-
エ 肺悪性腫瘍手術等	-
オ 経皮的カテーテル心筋焼灼術,肺静脈隔離術	75

区分2に分類される手術	手術件数
ア 靭帯断裂形成手術等	-
イ 水頭症手術等	-
ウ 鼻副鼻腔悪性腫瘍手術等	-
エ 尿道形成手術等	-
オ 角膜移植術	-
カ 肝切除術等	-
キ 子宮付属器悪性腫瘍手術等	-

区分3に分類される手術	手術件数
ア 上顎骨形成術等	-
イ 上顎骨悪性腫瘍手術等	-
ウ バセドウ甲状腺全摘(亜全摘)術	-
エ 母指化手術等	-
オ 内反足手術等	-
カ 食道切除再建術等	-
キ 同種死体腎移植術等	-

区分4に分類される手術	手術件数
胸腔鏡下または腹腔鏡下による手術	-

その他の区分に分類される手術	手術件数	
ア 人工関節置換術及び人工股関節置換術	-	
イ 乳児外科施設基準対象手術	-	
ウ ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術	77	
エ 冠動脈,大動脈バイパス移植術(人工心肺を使用しないものを含む)及び体外循環を要する手術	-	
オ 経皮的冠動脈形成術,経皮的冠動脈粥腫切除術及び 経皮的冠動脈ステント留置術	133	
経皮的冠動脈形成術	(1)急性心筋梗塞に対するもの (2)不安定狭心症に対するもの (3)その他のもの 特殊カテーテルによるもの	2 3 25 3
経皮的冠動脈ステント留置術	(1)急性心筋梗塞に対するもの (2)不安定狭心症に対するもの (3)その他のもの	11 9 80

※令和6年1月1日～令和6年12月31日までの実績

福岡大学西新病院